

広域振興局長

提出者 久慈港運株式会社
 住所 〒028-0041 岩手県久慈市長内町第42地割8番地14
 氏名 代表取締役 兼田 忠康

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	久慈港運株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県久慈市長内町第42地割8番地14	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	709 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	60 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		kl
		kl
		kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(5)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油	2.43	kL	89		kL	89	6	
軽油	703.00	kL	26,714		kL	26,714	1,841	
A重油		kL			kL			
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	0.11	t	6		t	6	0	
液化石油ガス(LPG)		千m ³			千m ³			
石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
液化天然ガス(LNG)		千m ³			千m ³			
その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
石炭		t			t			
輸入原料炭		t			t			
原料炭		t			t			
コークス用原料炭		t			t			
吹込用原料炭		t			t			
一般炭		t			t			
輸入一般炭		t			t			
国産一般炭		t			t			
輸入無煙炭		t			t			
石炭コークス		t			t			
コールタール		t			t			
コークス炉ガス		千m ³			千m ³			
高炉ガス		千m ³			千m ³			
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³			
転炉ガス		千m ³			千m ³			
その他の燃料		千m ³			千m ³			
都市ガス		千m ³			千m ³			
()								
()								
黒炭		t			t			
木材		t			t			
木質廃材		t			t			
バイオエタノール		kL			kL			
バイオディーゼル		kL			kL			
バイオガス		千m ³			千m ³			
その他バイオマス		t			t			
RDF		t			GJ/t			
RPF		t			GJ/t			
廃タイヤ		t			GJ/t			
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃缶		kL			GJ/kL			
廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
混合溶材		t			t			
水素		t			t			
アンモニア		t			t			
その他燃料()								
小計①						26,806	1,848	
産業用蒸気		GJ			GJ			
産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
温水		GJ			GJ			
冷水		GJ			GJ			
地熱		GJ			GJ			
温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ			
雪氷熱		GJ			GJ			
小計②								
電気事業者①		千kWh			千kWh			
電気事業者② ※複数契約している場合使用	29.94	千kWh			千kWh			
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
太陽光	189.14	千kWh	681		千kWh	681		
水力		千kWh			千kWh			
風力		千kWh			千kWh			
その他		千kWh			千kWh			
小計③						681		
合計 ④=①+②+③						27,489	1,848	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258

原油換算エネルギー使用量	709	kL
--------------	-----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	1,848 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量	t-CO ₂	
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂	
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂	
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂	
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂	
合計	1,848 t-CO ₂	

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (5年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	10 (1)	9,399 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	21,525 kg-CO ₂
軽油	49 ()	703,288 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	1,842,240 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気	1	120 kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	57 kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	60 (1)			1,863,822 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

2024年を基準として、3年間で二酸化炭素の排出量を10%削減する。

【具体的な取組】

○エコドライブ

急発進や急加速の抑制、車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を心掛ける。また、運転手による運転技術の向上にも努める。

○輸送の合理化

輸送の積載率を把握し、無駄を省き、輸送の効率化を図る。

○電動車

車両を買い換える際は、ハイブリッド車、または電気自動車等の導入・増台を検討する。

○自動車利用抑制

通勤時に自転車等の利用を促す。また、公共交通機関を利用する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・事務所内での節電、節水をするとともに、再利用できるものは再利用する。
- ・紙使用量削減の取組みとして、両面コピーを心がけ、または裏面をメモ用紙として活用する。